

平成30年7月30日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

平成30年7月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型サービスを利用する場合の手続きについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

平成30年7月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)
サービスを利用する場合の手続について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室より各都道府県介護保険担当主管部等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記によりPDF形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

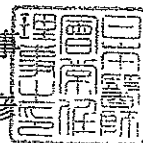
(介 59)

平成 30 年 7 月 11 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



平成 30 年 7 月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)

サービスを利用する場合の手続について

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に伴い、避難を要する市町村の要介護者または要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型(介護予防)サービス事業所に避難しサービスを利用する場合、本来は事業所所在市町村長の同意と避難先の市町村の事業所指定が必要となりますが、今般の豪雨による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省より各都道府県行政宛てに、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。